

化学肥料原料調達支援緊急対策事業費補助金交付等要綱

令和4年4月28日付け4農産第633号

農林水産事務次官依命通知

(趣旨)

第1 農業生産活動に不可欠な生産資材の一つである化学肥料については、その原料の多くを海外から輸入しており、国際価格の影響を強く受けざるを得ない状況にある。

昨今、世界的な穀物需要の増加や原油・天然ガス等のエネルギー価格の上昇に伴い、化学肥料原料の価格が高騰し、特定の輸入先国からの調達が困難となる中で、海上運賃の上昇等によって、我が国の肥料製造事業者における化学肥料原料の調達環境が不安定になっている。

このため、代替国からの化学肥料原料の調達等に要する経費を緊急的に支援することにより、肥料の安定供給を図る。

(通則)

第2 化学肥料原料調達支援緊急対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付の申請、決定等に関する事項その他予算の執行に当たって必要な事項については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第3 補助金は、肥料製造事業者を対象に、農業経営に必要な量の肥料を確保するため、代替国からの化学肥料原料の調達等に要する経費の緊急的な支援を行うことを目的とする。

(事業の内容)

第4 本事業において実施する事業の内容及び事業実施主体については、次の各号に掲げるものとする。

(1) 化学肥料原料調達支援緊急対策事業

事業実施主体が化学肥料原料調達支援緊急対策事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）に基づき、第7に掲げる事業対象期間に化学肥料原料を調達する場合において、当該化学肥料原料の輸入に係る費用の一部を助成する。

(2) 事業実施主体

事業実施主体は、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が別に定める化学肥料原料調達支援緊急対策事業実施要領（以下「実施要領」という。）の要件を満たす肥料製造事業者とする。

(交付の対象及び補助率)

第5 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、事業実施主体（以下「補助事業者」という。）が行う化学肥料原料調達支援緊急対策事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において、補助事業者に対して補助金を交付する。

2 補助対象経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

（事業の実施）

第6 補助事業者は、実施要領に定めるところにより事業実施計画を策定し、第8第1項の交付申請書の提出の際に併せて大臣に提出することとする。

2 補助事業の成果目標は、補助事業者が事業実施計画に基づき化学肥料原料を調達することとする。

（事業対象期間）

第7 補助事業の事業対象期間は令和4年4月1日から令和4年10月31日までとする。

（申請手続）

第8 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を大臣に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

第9 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、農産局長が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

第10 大臣は、第8第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに適正化法第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 第8第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

（事業着手）

第11 補助事業者は、第10第1項の規定による交付決定の通知を受けた後に補助事業に着手するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により、第10第1項による交付決定の通知を受ける前に補助事業を実施する必要がある場合、補助事業者がその理由を明記した別記様式第2号による交付決定前着手届を農産局長に提出した上で行う取組は、当該取組の後に第10第1項の規定による交付決定の通知を受けた範囲において、補助の対象とすることができる。

3 前項の規定により交付決定の通知を受ける前に補助事業を実施する補助事業者は、交付決定の通知を受けるまでに実施する補助事業に関して、理由を問わず交付決定を受けられなかった場合は自らの負担となること及び不可抗力を含むあらゆる事由によって生じた損失は自らの責任とすることを了知の上で実施するものとする。

(申請の取下げ)

第12 補助事業者は、第8第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第10第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を大臣に提出しなければならない。

(契約等)

第13 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、大臣にあらかじめ届け出なければならない。

2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第3号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(債権譲渡等の禁止)

第14 補助事業者は、第10第1項の規定による交付決定の通知によって生ずる権利及び義務の全部又は一部を、大臣の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第15 補助事業者は、別表に定める重要な変更該当するときは、あらかじめ別記様式第4号による変更等承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、別表に定める重要な変更該当する場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて大臣の承認を受けることができる。

3 大臣は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第16 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げるもの以外のものとする。

(事業遅延の届出)

第17 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第5号による遅延届出書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第18 大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第19 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第6号の概算払請求書を大臣及び官署支出官（農林水産省大臣官房予算課経理調査官）に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

(実績報告)

第20 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき（第15第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 第8第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第8第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、大臣による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣に報

告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第21 大臣は、第20第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

第22 補助事業者は、第21第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、大臣に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第20第1項に準じて提出するものとする。

2 大臣は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第21第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第21第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第23 大臣は、第15第1項の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第10第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第21第3項の規定を準用する。

(補助金の経理)

- 第24 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類及び証拠物のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(指導等)

- 第25 大臣は、事業の適正な執行を確保するため、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

(委任)

- 第26 本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、農産局長が別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和4年4月28日から施行する。

別表（第5関係）

経費	補助率	重要な変更
		事業内容の変更
化学肥料原料調達支援緊急対策事業に係る経費	定額	1. 補助事業者の変更 2. 補助事業の中止又は廃止 3. 補助事業者における国庫補助金の増

別記様式第1号（第8関係）

令和○年度 化学肥料原料調達支援緊急対策事業費補助金
交付申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和○年度において、添付のとおり事業を実施したいので、化学肥料原料調達支援緊急対策事業費補助金交付等要綱（令和4年4月28日付け4農産第633号農林水産事務次官依命通知）第8の規定に基づき、○○○円の交付を申請する。

（注） 実施要領に定める事業実施計画を添付すること。

別記様式第 2 号（第11関係）

令和○年度 化学肥料原料調達支援緊急対策事業費補助金
交付決定前着手届

年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地

団体名

代表者氏名

化学肥料原料調達支援緊急対策事業費補助金交付等要綱（令和 4 年 4 月 28 日付け 4 農産第 633 号農林水産事務次官依命通知）第 11 第 2 項の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたいので届け出る。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、不可抗力を含むあらゆる事由によって損失を生じた場合、当該損失は、自らが負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由
	円			

別記様式第3号（第13関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第4号（第15関係）

令和○年度 化学肥料原料調達支援緊急対策事業費補助金
変更等承認申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり○○（注1）したいので、化学肥料原料調達支援緊急対策事業費補助金交付等要綱（令和4年4月28日付け4農産第633号農林水産事務次官依命通知）第15の規定に基づき申請する。

記

○○の理由（注1）

（注1）○○については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注2）変更後の事業実施計画書を添付すること。

なお、変更後の内容が容易に比較対照できるように変更部分を赤字で加筆修正（変更前の部分は取消線で修正）すること。

別記様式第5号（第17関係）

令和〇年度 化学肥料原料調達支援緊急対策事業費補助金
遅延届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、化学肥料原料調達支援緊急対策事業費補助金交付等要綱（令和4年4月28日付け4農産第633号農林水産事務次官依命通知）第17の規定に基づき届け出ます。

記

1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比 率	事業費	事業完了 予定年月 日	
	円	円	%	円		

(注1) 括弧内は、該当するものを記載すること。

(注2) 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

(注3) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第6号（第19関係）

令和〇年度 化学肥料原料調達支援緊急対策事業費補助金
概算払請求書

年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

化学肥料原料調達支援緊急対策事業費補助金交付等要綱（令和4年4月28日付け4農産第633号農林水産事務次官依命通知）第19の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

区分	総事業費	国庫補助金※ 1 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残額 (A) - ((B) + (C))		事業完了予定 年月日	備考
			金額	出来高	金額	〇月〇日現在の 予定 出来高	金額	〇月〇日までの 予定 出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		

- (注) 1 「区分」の欄には、事業実施計画に記載された事項について記載すること。
2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第7号（第20関係）

令和○年度 化学肥料原料調達支援緊急対策事業費補助金
実績報告書

年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

化学肥料原料調達支援緊急対策事業費補助金交付等要綱（令和4年4月28日付け4農産第633号農林水産事務次官依命通知）第20第1項の規定に基づき、別添のとおり事業実績報告書を提出します。

（また、併せて精算額として化学肥料原料調達支援緊急対策事業費補助金〇〇〇円の交付を請求する。）

（別添）

※実施要領に定める事業実績報告を添付すること

（注） 括弧内は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。

別記様式第 8 号（第20関係）

令和○年度 化学肥料原料調達支援緊急対策事業費補助金
消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和○年○月○日付けをもって交付決定通知のあった化学肥料原料調達支援緊急対策事業費補助金について、化学肥料原料調達支援緊急対策事業費補助金交付等要綱（令和4年4月28日付け4農産第633号農林水産事務次官依命通知）第20第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第 15 条の補助金の額の確定額 (令和○年○月○日付け○○第○○号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕 入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。)

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

(1) 消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)

(2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

(3) 3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確

認できる資料も併せて提出すること)

(4) 補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者※ 1 が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。